平成２４年（フ）第２２５号
愛知県蒲郡市丸山町７－５　スリーゼ鈴東Ｃ－203号、住民票上の住所愛知県蒲郡市栄町16番29号
債務者　関原　健一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８１８号
札幌市東区北11条東９丁目１番３－806号
債務者　湯原　真紀
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８４４号
札幌市西区西野６条２丁目８番11号　ツインポイントＢ－101号
債務者　青木　希望
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９７７号
札幌市豊平区平岸６条13丁目７番６号　レジデンス鈴木102号
債務者　清川　修司
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０６２号
札幌市豊平区中の島１条４丁目５番26号　中の島ＪＭハウス２階207号室、住民票上の住所札幌市南区澄川４条12丁目２番10号
債務者　小玉　芙雪
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７７号
札幌市豊平区美園10条５丁目３番18－102号
債務者　大浦　義久
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８１号
札幌市北区北25条西２丁目１番６－503号
債務者　岩崎　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４９号
札幌市中央区南８条西14丁目３番17号　美松ビル404号
債務者　瀧井　　聡
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５８号
札幌市白石区栄通６丁目16番５－102号
債務者　川村美智子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６２号
札幌市東区北49条東13丁目２番14号　サンパティック・メゾン栄Ｂ101号
債務者　近藤　啓子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７号
群馬県前橋市広瀬町３丁目29番地１　ＲＫ－303号
債務者　阿久澤勝治
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５２号
群馬県前橋市天川大島町78番地48
債務者　椛澤　政雄
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３号
群馬県前橋市天川大島町78番地48
債務者　椛澤　春美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５４号
群馬県前橋市天川大島町78番地48
債務者　椛澤美津代
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５７号
群馬県前橋市嶺町72－４番地　メゾン・ド・モアレ101号室、住民票上の住所群馬県前橋市富士見町小暮414番地１
債務者　林　　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６０号
群馬県佐波郡玉村町大字板井1049番地６　メゾン飛鳥202号
債務者　木村　博喜
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６１号
群馬県吾妻郡草津町大字草津637番地21
債務者　新井　富司
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係